

国内経済要録

◇当面講ずべき対策について

政府は3月24日、これまで講じてきた諸政策の効果などもあって景気はおおむね下げ止まりの状態に入ったものとみられるものの、大幅減産、失業の増加等摩擦現象やひずみがみられるため、今後の物価動向に十分留意しつつ次のような対策を講ずることを決定した。

(1) 財政面の措置

イ. 50年度上半期の公共事業等の円滑な執行

50年度上半期における公共事業等の執行に関し、とくに年度当初から契約を円滑に進めよう、実施計画承認事務等の早期処理を図る。

公社、公団等の財政投融资対象機関の行う事業についても、同様とする。

ロ. 地方公共団体に対する要請

地方公共団体においても、上記の国の措置に即応して、事業の円滑な執行を図るため、必要な措置を講ずるよう要請する。

ハ. 49年度地方債発行枠の追加と50年度地方債の円滑な発行

49年度において上水道等国民生活に関連する事業について所要の地方債追加を行うとともに、50年度の公共事業等関連地方債についても、その円滑な発行に配慮する。

(2) 金融面の措置

イ. 中小企業金融に対する配慮

49年度末中小企業金融については、3月7日に決定した増枠分につき、その融資を進める。

また、50年度についても引き続き中小企業向け融資の円滑化に努める。

ロ. 住宅向け融資の促進

住宅金融公庫からの住宅融資については、50年度分につきすでに一部申込みを受理しているところであるが、50年度上半期においても融資の促進を図るとともに、個人向け住宅に対する民間融資機関からの融資の実行に十分に配慮する。

ハ. 公害防止および安全対策のための融資の促進

日本開発銀行、公害防止事業団等の50年度公害防止および安全対策関連融資の促進に努める。

ニ. 社債発行額の増加

基幹産業の設備投資の資金調達に支障をきたすこ

とのないよう、事業債起債額の増加について引き続き配慮する。

ホ. 個別業種等に対する弾力的配慮

中規模の企業に配慮しつつ、業種、企業の必要性に応じ、引き続ききめの細かい資金対策を講じる。

ヘ. 歩積、両建の自粛の徹底

歩積、両建の自粛について、引き続き強力な指導を行う。

(3) その他の措置

イ. 雇用調整給付金制度の対象業種の拡大

雇用調整給付金制度について、現下の産業の実情に即応し、さらに対策業種の追加指定を行うことを検討する。

ロ. 設備投資、建設投資抑制措置の緩和

設備投資、建設投資抑制措置の枠組はこれを存置するが、従来の個別審査にかえて報告を求めることにより今後の動向を見守ることとする。

ハ. 官公需についての中小企業者の受注機会の増大

50年度の官公需の発注にあたって、中小企業者の受注機会の増大について引き続き配慮する。

なお、上記の対策の実施と並行して、土地取得関連の資金などで投機思惑につながるおそれのあるものについては今後も厳に抑制するものとする。

◇全国銀行協会連合会における信用保証協会の保証付貸出等に関する申合せ

全国銀行協会連合会は3月18日、最近の経済情勢にかんがみ、信用保証協会の中小企業金融の円滑化に果たすべき重要性などを考慮し、同協会の保証付貸出等に関して次のような内容の申合せを行った。

(1) 信用保証協会の保証付貸出金利の優遇

中小企業者の負担軽減のために、保証付貸出の金利については、今後よりいっそう優遇するよう努めること。

(2) 過度な保証依存の是正

信用補完制度の趣旨にかんがみ、債務者に対し必要以上に信用保証協会の保証を求めることにより、過度な負担をかけることのないよう慎重に対処すること。

なお、これにより中小企業者に対する貸出が減退することのないよう十分配慮されたい。

(3) 信用保証協会の基本財産増強に対する協力

同協会の経営基盤の強化、保証能力の拡充等に資するため、金融機関負担金の出捐については、従来にもまして特段の配慮をすること。